

# 社会福祉法人豊立会役員等報酬規程

## （目的）

第1条 この規定は、社会福祉法人豊立会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

## （報酬等の支給）

第2条 役員等には、勤務形態に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。

## （役員等の報酬の算定方法）

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表第1に定める額
- （2）通勤手当については、職員賃金規定第5条、第18条の規定に準ずる額
- （3）職務のため出張をしたときは、旅費規定に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

## （当法人職員との併給）

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

## （報酬等の支給方法）

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- （1）理事の報酬については、毎月5日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員賃金規定第19条に準じた日とする。
- （2）監事、評議員に対する報酬は、当該会議等に出席した都度支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員の承認を受けて行う。

(補足)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成13年10月29日より施行する。

一部改正 平成19年 4月 1日

一部改正 平成23年 4月 1日

一部改正 平成29年 4月 1日

別表 1 役員等の報酬

役職名	勤務に要した時間	日額
理事長	1 時間以上～ 4 時間未満	30,000 円
	4 時間以上	60,000 円
業務執行理事 理事	1 時間以上～ 4 時間未満	10,000 円
	4 時間以上	20,000 円

役職名	勤務に要した時間	日額
監事	1 時間以上～ 4 時間未満	10,000 円
	4 時間以上	20,000 円

役職名	勤務に要した時間	日額
評議員	1 時間以上～ 4 時間未満	10,000 円
	4 時間以上	20,000 円